

全ト協発第11号（環・適）

平成30年4月5日

各都道府県トラック協会会長 殿

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己



**「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について」の一部改正について**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長連名により、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引き上げに関し、別添のとおり「「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について」の通達が発出されました。

つきましては、貴協会及び貴実施機関におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者等に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第261号の2
国自貨第181号の2
国自整第358号の2
平成30年3月30日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、
自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



国自安第261号の2
国自貨第181号の2
国自整第358号の2
平成30年3月30日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、
自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するととも
に、地方実施機関に対し周知徹底を図られたい。

国 自 安 第 2 6 1 号
国 自 貨 第 1 8 1 号
国 自 整 第 3 5 8 号
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

各地方運輸局(関東・近畿除く)自動車交通部長 殿
(関東・近畿)運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成21年9月29日付け国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

別添

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
国自安第 7 5 号 国自貨第 7 9 号 国自整第 6 9 号 平成21年 9 月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年 3月31日 一部改正 平成24年 3月28日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成26年 3月 4日 一部改正 平成26年12月25日 一部改正 平成29年 1月13日 <u>一部改正 平成30年 3月30日</u>	国自安第 7 5 号 国自貨第 7 9 号 国自整第 6 9 号 平成21年 9 月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年 3月31日 一部改正 平成24年 3月28日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成26年 3月 4日 一部改正 平成26年12月25日 一部改正 平成29年 1月13日
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿	各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿
自 動 車 交 通 局 安 全 政 策 課 長 自 動 車 交 通 局 貨 物 課 長 自 動 車 交 通 局 技 術 安 全 部 整 備 課 長	自 動 車 交 通 局 安 全 政 策 課 長 自 動 車 交 通 局 貨 物 課 長 自 動 車 交 通 局 技 術 安 全 部 整 備 課 長

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。 なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。	貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。 なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。
1～10（略）	1～10（略）
附 則（略）	附 則（略）
附 則（平成30年3月30日 国自安第261号、国自貨第181号、国自整第358号） 1 この通達は、平成30年7月1日から施行する。 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。	記

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	反行事項	為		備考	適用条項	反行事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第17条第1項 安全規則第3条第1項、第2項	通歩運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反	警告	10日車		法第17条第1項 安全規則第3条第1項、第2項	通歩運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反	警告	10日車	
		30日車	60日車 10日車				30日車 警告	60日車 10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
第3項 第4項	1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の利用、保守違反 1 「貨物自動車運送事業の事業者用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間」に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「業務時間等告示」という。）違反	警告	10日車		第3項 第4項	1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の利用、保守違反 1 「貨物自動車運送事業の事業者用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間」に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「業務時間等告示」という。）違反	警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
第5項 第6項	3 業務時間等告示の遵守違反（一運行の勤務時間） 酒酔い・酒気帯り業務 1 健康状態の把握違反 ① 把握不適切50%未満 ② 把握不適切50%未満 2 疾病・療育等業務 3 薬物等使用業務	10日車	20日車		第5項 第6項	3 業務時間等告示の遵守違反（一運行の勤務時間） 酒酔い・酒気帯り業務 1 健康状態の把握違反 ① 把握不適切50%未満 ② 把握不適切50%未満 2 疾病・療育等業務 3 薬物等使用業務	10日車	20日車	
		100日車	200日車				100日車	200日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
法第17条第4項 第5項	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告	10日車		法第17条第4項 第5項	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
第8条	業務等の記録違反 1 記録（30乗務に対して） ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上（全て記録なしを除く。） ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告	10日車		第8条	業務等の記録違反 1 記録（30乗務に対して） ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上（全て記録なしを除く。） ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	
		警告	10日車				警告	10日車	

新

旧

別表

適用条項	反 行 事 項 為	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送通正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	50日車	120日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送通正化事業実施機関からの通正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	50日車	120日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反 (注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等」に未加入とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。	警告 20日車 40日車 20日車	局長通達6(1)⑦による 10日車 40日車 80日車 40日車	
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 50日車	10日車 120日車	

別表

適用条項	反 行 事 項 為	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送通正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送通正化事業実施機関からの通正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反 (注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等」に未加入とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。	警告 10日車 20日車 20日車	局長通達6(1)⑦による 20日車 20日車 40日車 40日車	
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車	

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新										旧											
別表					別表																
適用条項		反行事項		為		基準日車等			備考		適用条項		反行事項		為		基準日車等			備考	
法第8条第1項		事業計画に定めるところに従う義務違反		事業計画に定めるところに従う義務違反		法第9条第1項、第3項の基準日車等 を適用 60日車			法第9条第1項、第3項の基準日車等 を適用 60日車		事業計画に定めるところに従う義務違反		事業計画に定めるところに従う義務違反		法第9条第1項、第3項の基準日車等 を適用 60日車		局長通達6(1)⑤ アによる。			局長通達6(1)⑤ アによる。	
第2項		事業計画に従うべき命令違反		事業計画に従うべき命令違反		局長通達6(1)⑤ アによる。			局長通達6(1)⑤ アによる。		事業計画に従うべき命令違反		事業計画に従うべき命令違反		局長通達6(1)⑤ アによる。		局長通達6(1)⑤ アによる。			局長通達6(1)⑤ アによる。	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下 「施行規則」という。)第2条第1項第2号		事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。) の違反		事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。) の違反		20日車 10日車			20日車 10日車		事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。) の違反		事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。) の違反		20日車 10日車			40日車 20日車			
第3号		① 営業所を区域外に設置 ② その他		① 営業所を区域外に設置 ② その他		警告			警告		各営業所に配置する事業用自動車の種別違反		各営業所に配置する事業用自動車の種別違反		警告			10日車			
第4号		自動車庫の位置及び収容能力違反		自動車庫の位置及び収容能力違反		20日車			20日車		自動車庫の位置及び収容能力違反		自動車庫の位置及び収容能力違反		20日車			40日車			
第5号		① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他		① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他		20日車 10日車			20日車 10日車		乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反		乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反		20日車 10日車			40日車 20日車			
第6号		乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反		乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反		10日車			10日車		乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反		乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反		10日車			20日車			
第7号		① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他		① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他		警告			警告		乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反		乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反		警告			10日車			
第2項第1号		特別組合せ貨物運送を行うか否かの違反		特別組合せ貨物運送を行うか否かの違反		10日車			10日車		貨物自動車利用運送を行うか否かの違反		貨物自動車利用運送を行うか否かの違反		10日車			20日車			
第2号		貨物自動車利用運送に係る営業所及び荷役所の位置(運輸 局長が指定する区域外に限る。) の違反		貨物自動車利用運送に係る営業所及び荷役所の位置(運輸 局長が指定する区域外に限る。) の違反		10日車			10日車		特別組合せ貨物運送に係る営業所及び荷役所の位置(運輸 局長が指定する区域外に限る。) の違反		特別組合せ貨物運送に係る営業所及び荷役所の位置(運輸 局長が指定する区域外に限る。) の違反		10日車			20日車			
第4号		特別組合せ事業者の営業所、荷役所の積卸施設違反		特別組合せ事業者の営業所、荷役所の積卸施設違反		10日車			10日車		特別組合せ事業者の営業所、荷役所の積卸施設違反		特別組合せ事業者の営業所、荷役所の積卸施設違反		10日車			20日車			
第5号		① 取扱能力不足 ② その他		① 取扱能力不足 ② その他		警告			警告		運行系統の違反		運行系統の違反		10日車			10日車			
第3項第1号		運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数		運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数		10日車			10日車		貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反		貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反		10日車			20日車			
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号		事業計画変更事前届出違反		事業計画変更事前届出違反		警告			警告		事業計画変更事前届出違反		事業計画変更事前届出違反		警告			10日車			
第2号		各営業所に配置する運行車の数違反		各営業所に配置する運行車の数違反		警告			警告		各営業所に配置する運行車の数違反		各営業所に配置する運行車の数違反		警告			10日車			
法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号		主たる事務所の名称及び位置の変更違反		主たる事務所の名称及び位置の変更違反		警告			警告		主たる事務所の名称及び位置の変更違反		主たる事務所の名称及び位置の変更違反		警告			10日車			
第2号、第3号		営業所又は荷役所の名称、位置(利用運送のみに係るもの 及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) の変更違反		営業所又は荷役所の名称、位置(利用運送のみに係るもの 及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) の変更違反		10日車			10日車		営業所又は荷役所の名称、位置(利用運送のみに係るもの 及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) の変更違反		営業所又は荷役所の名称、位置(利用運送のみに係るもの 及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) の変更違反		10日車			20日車			
第4号		業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更 反		業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更 反		警告			警告		業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更 反		業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更 反		警告			10日車			
法第10条第1項		運送約款認可違反		運送約款認可違反		20日車			20日車		運送約款認可違反		運送約款認可違反		20日車			40日車			
法第11条		運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等 の無揭示		運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等 の無揭示		警告			警告		運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等 の無揭示		運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等 の無揭示		警告			10日車			
法第16条第1項		安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの		安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの		20日車 警告			20日車 警告		安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの		安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの		20日車 警告			40日車 10日車			
法第16条第2項 貨物自動車運送事業安全規則 (以下「安全規則」という。)第2条 の5		安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)		安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)		10日車			10日車		安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)		安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)		10日車			20日車			
法第16条第3項		安全管理規程の変更命令違反		安全管理規程の変更命令違反		60日車			60日車		安全管理規程の変更命令違反		安全管理規程の変更命令違反		60日車			局長通達6(1)⑤イによる。			
法第16条第4項		安全統括管理者の選任違反		安全統括管理者の選任違反		20日車			20日車		安全統括管理者の選任違反		安全統括管理者の選任違反		20日車			40日車			
法第16条第5項 安全規則第2条の7		安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの		安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの		警告			10日車		安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの		安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの		警告			10日車			

別表		反	行	為	基	再	備
適	用	条	項	事	項	違	考
法第16条第6項	第3項	2	虚偽の届出に係るもの	初違反	80日車		
法第16条第7項	第4項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車			
法第17条第1項	安全規則第3条第1項、第2項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウによる。			
安全規則第3条第1項、第2項		過労運転の防止措置義務違反	警告	10日車			
第3項		必要な員数の運転者の確保違反	警告				
第4項		1 休憩・睡眠施設の整備違反	30日車	60日車			
		2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	警告	10日車			
		1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間」に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「業務時間等告示」という。)	違反				
		① 設定不適切	警告	10日車			
		② 未設定	10日車	20日車			
		2 業務時間等告示の遵守違反(注1)	警告	10日車			
		① 各事項の未遵守計5件以下	10日車	20日車			
		② 各事項の未遵守計6件以上15件以下	10日車	20日車			
		③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	20日車	40日車			
(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計し、処分日車数に算入する。また、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。							
① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車							
② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車							
(注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。							
第5項	第3項	3	業務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車		
第6項		酒酔い・酒気帯び業務	100日車	200日車			
		1 健康状態の把握違反	警告	10日車			
		① 把握不徹底50%未満	20日車	40日車			
		② 把握不徹底50%未満	40日車	80日車			
		③ 把握不徹底50%未満	80日車	160日車			
		2 疾病・疲労等業務	160日車	200日車			
		3 薬物等使用業務	100日車	200日車			
(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内には法定の健康診断を受診していない状態を業務させることという。							
第7項		交差運転者の配置違反	10日車	20日車			
		① 未配置5件以下	10日車	20日車			
		② 未配置6件以上	20日車	40日車			
第8項		100km超運行システムの乗務基準の設定違反	警告	10日車			
		① 設定事項不足	警告	10日車			
		② 一部運行システム設定	警告	20日車			
		③ 全運行システム設定	10日車				
		乗務基準遵守の指導及び監督違反	警告	10日車			
		① 一部不適切	警告	10日車			
		② 大部分不適切	10日車				
法第17条第3項		過積載運送の引受け、指示等	10日車	20日車			
		1 過積載による運送の引受け	10日車	20日車			
		① 過積載の程度が5割未満のもの	10日車	20日車			
		② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車	40日車			
		③ 過積載の程度が10割以上のもの	30日車	60日車			
		2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成	10日車	20日車			
		① 過積載による運送の指示	10日車	20日車			
		② 過積載による運送の指示	20日車	40日車			
		③ 過積載による運送の指示	10日車	20日車			
安全規則第4条		過積載運送防止の指導及び監督の怠慢					
法第17条第4項		その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反					

別表		反	行	為	基	再	備
適	用	条	項	事	項	違	考
法第16条第6項	第3項	2	虚偽の届出に係るもの	初違反	80日車		
法第16条第7項	第4項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車			
法第17条第1項	安全規則第3条第1項、第2項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウによる。			
安全規則第3条第1項、第2項		過労運転の防止措置義務違反	警告	10日車			
第3項		必要な員数の運転者の確保違反	警告				
第4項		1 休憩・睡眠施設の整備違反	30日車	60日車			
		2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	警告	10日車			
		1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間」に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「業務時間等告示」という。)	違反				
		① 設定不適切	警告	10日車			
		② 未設定	10日車	20日車			
		2 業務時間等告示の遵守違反	警告	10日車			
		① 各事項の未遵守計5件以下	10日車	20日車			
		② 各事項の未遵守計6件以上15件以下	10日車	20日車			
		③ 各事項の未遵守計16件以上(注1)	20日車	40日車			
(注) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。							
第5項	第3項	3	業務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車		
第6項		酒酔い・酒気帯び業務	100日車	200日車			
		1 健康状態の把握違反	警告	10日車			
		① 把握不徹底50%未満	20日車	40日車			
		② 把握不徹底50%未満	40日車	80日車			
		③ 把握不徹底50%未満	80日車	160日車			
		2 疾病・疲労等業務	160日車	200日車			
		3 薬物等使用業務	100日車	200日車			
第7項		交差運転者の配置違反	10日車	20日車			
		① 未配置5件以下	10日車	20日車			
		② 未配置6件以上	20日車	40日車			
第8項		100km超運行システムの乗務基準の設定違反	警告	10日車			
		① 設定事項不足	警告	10日車			
		② 一部運行システム設定	警告	20日車			
		③ 全運行システム設定	10日車				
		乗務基準遵守の指導及び監督違反	警告	10日車			
		① 一部不適切	警告	10日車			
		② 大部分不適切	10日車				
法第17条第3項		過積載運送の引受け、指示等	10日車	20日車			
		1 過積載による運送の引受け	10日車	20日車			
		① 過積載の程度が5割未満のもの	10日車	20日車			
		② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車	40日車			
		③ 過積載の程度が10割以上のもの	30日車	60日車			
		2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成	10日車	20日車			
		① 過積載による運送の指示	10日車	20日車			
		② 過積載による運送の指示	20日車	40日車			
		③ 過積載による運送の指示	10日車	20日車			
安全規則第4条		過積載運送防止の指導及び監督の怠慢					
法第17条第4項		その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反					

別表

適用条項	反行事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
安全規則第5条	1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	警告 20日車	10日車 40日車	
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
第6条 第7条第1項～第3項	自動車車庫の確保違反 点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上49件以下 ③ 未実施50件以上(注2) 2 不適切 ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切	警告 10日車 20日車 40日車 警告 10日車 20日車 40日車 警告 10日車 20日車	10日車 10日車 20日車 40日車 10日車 20日車	
(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は、点呼未実施とする。 ・「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 局長通達5(1)(2)に該当するものを除く。				
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車	
(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。				
アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)		20日車	40日車	
(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。				
第5項	点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不要記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車 警告 10日車 警告 60日車 警告 10日車 警告 30日車	10日車 60日車 10日車 120日車 60日車 10日車 60日車	
第8条	業務等の記録違反 1 記録(30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不要記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 20日車 30日車 警告 60日車 警告 10日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 10日車 120日車 60日車 10日車 60日車	
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不要記録	警告 10日車 20日車 30日車 警告 60日車	10日車 20日車 60日車 120日車 60日車	

別表

適用条項	反行事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
安全規則第5条	1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	警告 20日車	10日車 40日車	
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
第6条 第7条第1項～第3項	自動車車庫の確保違反 点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上49件以下 ③ 未実施50件以上(注2) 2 不適切 ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切	警告 10日車 20日車 40日車 警告 10日車 20日車 40日車 警告 10日車 20日車	10日車 10日車 20日車 40日車 10日車 20日車 10日車 20日車	
(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は、点呼未実施とする。 ・「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 局長通達5(1)(2)に該当するものを除く。				
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車	
(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。				
アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)		20日車	40日車	
(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。				
第5項	点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不要記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車 警告 10日車 警告 60日車 警告 10日車 警告 10日車	10日車 60日車 10日車 60日車 20日車 20日車	
第8条	業務等の記録違反 1 記録(30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不要記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 20日車 30日車 警告 60日車 警告 10日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 10日車 60日車 60日車 10日車 60日車	
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不要記録	警告 10日車 20日車 30日車 警告 60日車	10日車 20日車 60日車 60日車	

別表

適用条項	反 行 事 項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
第9条の2	3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 <u>30日車</u>	10日車 <u>60日車</u>	
	事故の記録の違反 1 記録 ① 記録なし2件以下 ② 記録なし3件以上 2 記録事項の不備	警告 10日車 10日車 10日車	10日車 20日車 10日車	
	3 記録の保存義務違反	警告 10日車	10日車	
第9条の3第1項～第3項	運行指示書 1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 10日車 ② 6件以上15件以下 10日車 20日車 ③ 16件以上 20日車 10日車	警告 10日車 10日車 20日車 20日車 10日車	警告 10日車 20日車 40日車 10日車	
	2 記載事項等の不備	警告 10日車	警告 10日車	
	運行指示書及び写しの保存義務違反	<u>20日車</u>	<u>40日車</u>	
第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反			
第9条の4第1項	運転者台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) 10日車 ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) 20日車 ③ 全て作成なし 20日車	警告 10日車 10日車 20日車 20日車	10日車 20日車 40日車 10日車	
	2 記載事項等の不備	警告 10日車	警告 10日車	
	運転者台帳の保存義務違反	警告 10日車	10日車	
第2項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行つ指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号、以下「指導監督告示」という。))による運転者に対する指導及び監督違反 1 「2」「3」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) 10日車 ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 20日車	警告 10日車 10日車	10日車 20日車	
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)(注1)(注3)	初回 警告	2回目 10日車 3回目 20日車 4回目以上 40日車	
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車等を離れて直ちに運転するところでない状態にする行為(以下「放置駐停車違反」という。その他の道路交通法の違反行為(2の違反並行して過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、業務等使用運転、無免許運転及び救護義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。))(注2)(注3)	初回 警告	2回目以上 10日車 20日車	

(注1)

① 新道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。))の規定に基づく「意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内」、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。
また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。))のみがあつた場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合には文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(常速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものを用い、以下同じ。))について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。))の件数が3件に達した場合にあつては、再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合に、本処分決定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。
ただし、この場合、大型車両(最大積載量9トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。))にあつては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。

別表

適用条項	反 行 事 項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
第9条の2	3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 <u>10日車</u>	10日車 <u>20日車</u>	
	事故の記録の違反 1 記録 ① 記録なし2件以下 ② 記録なし3件以上 2 記録事項の不備	警告 10日車 10日車 10日車	10日車 20日車 10日車	
	3 記録の保存義務違反	警告 10日車	10日車	
第9条の3第1項～第3項	運行指示書 1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 10日車 ② 6件以上15件以下 10日車 20日車 ③ 16件以上 20日車 10日車	警告 10日車 10日車 20日車 20日車 10日車	警告 10日車 20日車 40日車 10日車	
	2 記載事項等の不備	警告 10日車	警告 10日車	
	運行指示書及び写しの保存義務違反	<u>警告</u>	<u>10日車</u>	
第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反			
第9条の4第1項	運転者台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) 10日車 ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) 20日車 ③ 全て作成なし 20日車	警告 10日車 10日車 20日車 20日車	10日車 20日車 40日車 10日車	
	2 記載事項等の不備	警告 10日車	警告 10日車	
	運転者台帳の保存義務違反	警告 10日車	10日車	
第2項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行つ指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号、以下「指導監督告示」という。))による運転者に対する指導及び監督違反 1 「2」「3」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) 10日車 ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 20日車	警告 10日車 10日車	10日車 20日車	
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)(注1)(注3)	初回 警告	2回目 10日車 3回目 20日車 4回目以上 40日車	
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車等を離れて直ちに運転するところでない状態にする行為(以下「放置駐停車違反」という。その他の道路交通法の違反行為(2の違反並行して過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、業務等使用運転、無免許運転及び救護義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。))(注2)(注3)	初回 警告	2回目以上 10日車 20日車	

(注1)

① 新道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。))の規定に基づく「意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内」、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。
また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。))のみがあつた場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合には文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(常速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものを用い、以下同じ。))について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。))の件数が3件に達した場合にあつては、再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合に、本処分決定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。
ただし、この場合、大型車両(最大積載量9トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。))にあつては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。

適用条項		反行事項	基準日車等		備考
			初違反	再違反	
第12条 第13条 (道路運送車両法(以下「車両法」といふ。))第40～43条、第47条)	点検整備違反 整備不良車両等 安全の確保のための服務規律制定義務違反	1 整備不良のもの、当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。 2 不正改造のもの、速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを除く。 3 自動車から排出される有害酸化物質及び粉じん物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	警告	10日車	
			10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
			20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
			局長通達5(1)④及び6(1)④による	20日車	
			10日車	20日車	
	(車両法第50条第2項) (車両法第52条)	整備管理者に対する権限付与義務違反 整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの 整備管理者の解任命令違反 無車検運行 自動車検査証の備付け 自動車検査証等の未実施 定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 120日車×違反車両数	
			局長通達5(1)③及び6(1)④による	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数	
			10日車×違反車両数 20日車×違反車両数		
	2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) (注1) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施 (注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) (注3) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。		局長通達5(1)③及び6(1)④による		
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に付き1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車		
			120日車		
			60日車		
	2 記載不適切	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車		
		60日車			
		120日車			
	3 記録の改ざん・不実記載	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車		
		60日車			
		120日車			
	4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚 点検等のための施設の不備 整備管理者の研修受講義務違反	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車		
		60日車			
		120日車			
第14条 第15条					

別表				
適用条項	反行事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
第12条 第13条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40～43条、第47条)	点検整備違反 整備不良車両等 安全の確保のための服務規律制定義務違反	警告	10日車	
		10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
		20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
	1 整備不良のもの、当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。)	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
		40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
		80日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
	2 不正改造のもの、速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。)	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
		40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
		80日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
	3 自動車から排出される有害酸化物質及び粉じん物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
		40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
		80日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
		局長通達5(1)④及び6(1)④による	20日車	
		10日車	20日車	
	(車両法第50条第1項) 整備管理者の選任違反	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
		局長通達5(1)④及び6(1)④による	20日車	
		10日車	20日車	
	(車両法第50条第2項) (車両法第52条) 整備管理者に対する権限付与義務違反 整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
		局長通達5(1)④及び6(1)④による	20日車	
		10日車	20日車	
	(車両法第53条) (車両法第58条第1項) (車両法第66条第1項) (車両法第48条) 無車検運行 自動車検査証の備付け 定期点検整備等の未実施 ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
		局長通達5(1)④及び6(1)④による	20日車	
		10日車	20日車	
第14条 第15条	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に付き1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車	
		局長通達5(1)③及び6(1)④による	20日車	
		10日車	20日車	
	2 記載不適切	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車	
		局長通達5(1)③及び6(1)④による	20日車	
		10日車	20日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車	
		局長通達5(1)③及び6(1)④による	20日車	
		10日車	20日車	
	4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車	
		局長通達5(1)③及び6(1)④による	20日車	
		10日車	20日車	

別表		違 用 条 項		反 行 事 項 為	基準日車等		備 考
適 用 条 項	違 用 条 項	反 行 事 項 為	初違反	再 違 反			
第21条第1項、第2項	第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反 ① 不適切 ② 未制定	警告 20日車	10日車 40日車			
第22条	第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	10日車	20日車			
第23条第1項	第23条第1項	1 死亡事故等に関与した者に対する運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 2 運行管理者の講習受講義務違反	20日車	40日車			
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反 1 管理人数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 局長通達5(1)⑤及び6(1)④による	40日車			
第2項 第3項	第2項 第3項	統括運行管理者の選任違反 補助者の要件違反	20日車 警告	40日車 10日車			
法第18条第3項 安全規則第19条	法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車			
法第22条第2項	法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車			
第3項	第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	10日車			
法第22条の2	法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業者等に適用される基準日車等				
法第23条	法第23条	輸送の安全確保の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤工による			
法第24条	法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 警告 60日車	20日車 120日車			
法第24条の3	法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車			
法第25条 第1項	法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車			
第2項	第2項	事業者の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づき社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い	40日車×違反車両数 80日車×違反車両数 警告 10日車 20日車 40日車	10日車 20日車 40日車			
第3項	第3項	4. その他(別に定められるものを除く。)	警告	10日車			
法第26条	法第26条	(注1) ① 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ② 社会保険等に未加入とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。 特定業主に対する不当な差別的取扱い 公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反 事業者改善の命令違反	警告 60日車 60日車	10日車 局長通達6(1)⑤才による 局長通達6(1)⑤力による			

別表		反		行 事 項		基準日車等		備 考	
適 用 条 項	違 用 条 項	反	行 事 項	初違反	再 違 反	再 違 反	再 違 反	再 違 反	備 考
第21条第1項、第2項	第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反 ① 不適切 ② 未制定	運行管理規程の制定違反 ① 不適切 ② 未制定	警告 20日車	10日車 40日車	10日車 40日車	10日車 40日車	10日車 40日車	
第22条	第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	10日車	20日車	20日車	20日車	20日車	
第23条第1項	第23条第1項	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 2 運行管理者の講習受講義務違反	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 2 運行管理者の講習受講義務違反	20日車	40日車	40日車	40日車	40日車	
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反 1 管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	運行管理者の選任違反 1 管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 局長通達5(1)⑤及び6(1)④による	40日車	40日車	40日車	40日車	
第2項 第3項	第2項 第3項	統括運行管理者の選任違反 補助者の要件違反	統括運行管理者の選任違反 補助者の要件違反	20日車 警告	40日車 10日車	40日車 10日車	40日車 10日車	40日車 10日車	
法第18条第3項 安全規則第19条	法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	10日車 80日車	10日車 80日車	10日車 80日車	
法第22条第2項	法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	20日車	20日車	20日車	
第3項	第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	10日車	10日車	10日車	10日車	
法第22条の2	法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業主に適用される基準日車等					
法第23条	法第23条	輸送の安全確保の命令違反	輸送の安全確保の命令違反	60日車					局長通達6(1)⑤工による
法第24条	法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 40日車	20日車 80日車	20日車 80日車	20日車 80日車	20日車 80日車	
法第24条の3	法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車	10日車	10日車	10日車	
法第25条 第1項	法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	20日車	20日車	20日車	
第2項	第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づき社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づき社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの	40日車×違反車両数 80日車×違反車両数	80日車×違反車両数	80日車×違反車両数	80日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
第3項	第3項	3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い	3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い	10日車 20日車	20日車 40日車	20日車 40日車	20日車 40日車	20日車 40日車	
法第26条	法第26条	4. その他(別に定められるものを除く。)	4. その他(別に定められるものを除く。)	警告	10日車	10日車	10日車	10日車	
(注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等」に未加入とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。									
第3項	第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車	10日車	10日車	10日車	
第4項	第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤才による	局長通達6(1)⑤才による	局長通達6(1)⑤才による	局長通達6(1)⑤才による	
法第26条	法第26条	事業改善の命令違反	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤力による	局長通達6(1)⑤力による	局長通達6(1)⑤力による	局長通達6(1)⑤力による	

別表

適 用 条 項	反 行 事 項	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反	
法第27条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥及び6(1)③による		
法第27条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦及び6(1)④による		
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの ② その他	局長通達6(1)⑧による		
		10日車	20日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送通正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送通正化事業実施機関からの通正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく(社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反	警告 局長通達6(1)⑦による 警告 10日車 20日車 40日車 20日車		

(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。
②「社会保険等」に未加入とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。

法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告 検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し・譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第23条、第25条第4項、第26条の各命令を実施した旨の未届出 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	警告 10日車 120日車	局長通達5(1)⑧及び6(1)④による 警告 警告 警告 警告 警告 警告	
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号		局長通達5(1)⑧及び6(1)④による 警告 警告 警告 警告 警告 警告		
道路運送法第83条	有信旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの) ② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	80日車×違反車両数 40日車×違反車両数 80日車×違反車両数	局長通達6(1)⑥による 局長通達6(1)⑤による	
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6(1)⑤による	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	

別表

適 用 条 項	反 行 事 項	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反	
法第27条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥及び6(1)④による		
法第27条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦及び6(1)④による		
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの ② その他	局長通達6(1)⑧による		
		10日車	20日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送通正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送通正化事業実施機関からの通正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく(社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反	警告 局長通達6(1)⑦による 警告 10日車 20日車 40日車 20日車		

(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。
②「社会保険等」に未加入とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。

法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告 検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し・譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第23条、第25条第4項、第26条の各命令を実施した旨の未届出 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	警告 10日車 80日車	局長通達5(1)⑧及び6(1)④による 警告 警告 警告 警告 警告 警告	
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号		局長通達5(1)⑧及び6(1)④による 警告 警告 警告 警告 警告 警告		
道路運送法第83条	有信旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの) ② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	60日車×違反車両数 40日車×違反車両数 80日車×違反車両数	局長通達6(1)⑥による 局長通達6(1)⑤による	
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6(1)⑤による	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	